

令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会子ども施策検討部会 議事録

日時：令和6年7月19日（金）13時00分～15時00分

場所：Web会議システム「Zoom」利用によるオンライン開催

1 概要

(1) 出席者

「出席者名簿」のとおり

(2) 議事要旨

- ・ 太田子どもみらい部長より開会のあいさつ
- ・ 各委員より一言あいさつ
- ・ 七浦グループリーダーより、子ども施策検討部会の所掌事務の説明

2 議事内容

- (1) 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案について、調整グループ圓山主査より【資料1-1】「かながわ子ども・若者みらいプラン骨子案のポイント」に基づいて説明

<質疑応答>

○佐藤部会長

皆様にお考えいただいている間に、私からいくつかお伝えしたいことがあります。

1つは、この部会の中で検討していくことは、国の方で示されている子ども大綱の中の6つの基本的な理念も十分に踏まえた形で作っていかれるということですが、その時に、この計画は、特に就学前の子どもさんや子育て当事者の方、それから概ね学童期までを主なターゲットとして、整備されていくことが考えられます。今般の児童福祉法の改正の中で、新しく整備をされることになった、いわゆる家庭支援事業のメニューにつきましても、これは対象が子育て支援事業の一端でありながら、要支援の状態にある子どもさんや家庭に支援を届けるという意味合いでは、プッシュ型のサポートを必要とされる方たちにリーチするための事業でもありますので、そうしたつながりを意識しながら新しい施策も充実していくように、計画の中にぜひ入れていただけたらありがたいと思っています。

また計画そのものは、別個に作られるものも他にあるわけで、社会的養育推進計画はまた別に作られるということですが、そういう意味では、他の計画の中で整理される、家庭支援事業の目標数値などもそちらに書かれることになると思うので、別のところでまた策定が進められているかと存じます。そことも平仄を合わせたり、考え方の横串をさしていくことも意識していただけたら、大変ありがたいです。

○木元委員

私の方で少し気になったのが、これから素案を作成してパブコメを、というスケジュールの中で、例えば幼稚園や保育園などの、いわゆる需給計画といいますか、市民ニーズによって色々なものが決まってくると思いますが、その市民ニーズの把握をどういう方法でやっているのでしょうか。

それから、市民ニーズでいうと、やはり保育のニーズというのは、とても大きな数字で出てきます。それに沿って保育園がたくさん整備された結果として、ある一部の地域に集中的に保育園がで

き過ぎてしまって、逆に今度はそこが空いて、どんどん閉園しなきゃいけないというミスマッチ、タイムラグがどうしても出てきます。そういった、市民ニーズにうまく沿えない事態があと何年か経って出てきて、結局は事業者が撤退していかざるをえないという、そんな現状が今見えています。そういった市民ニーズ、数値目標の拾い方はどのようにしているのでしょうか。またそこから出てくる数字に対して、県の方はどのような考えで色々な施策を進めようとするのかを聞ければありがたいです。

○深石次世代育成課長

まず、今回は骨子案なので出てきませんが、今後素案の時に、保育と教育の需給計画をお示しする予定です。これは、いわゆる「保育園や幼稚園に入りたいか」という市民の方のニーズを調べて、何人分と出たものに対して、供給側として保育園と幼稚園の定員がどれだけあるのか、足りなかったら今後どれだけ整備をするのかを含めた、複数年にわたった計画をお出しする予定です。木元委員がおっしゃっていたのは、その需給計画のうちのニーズの部分はどう把握しているかということですが、基本的には、このニーズの把握というのは、各市町村が市民の方へのアンケートをとって、全数ではなくある程度抽出でニーズ調査をしています。「今いるお子さん、もしくは今後生まれるお子さんがいた時に、保育園や幼稚園に入りたいですか。」という形でニーズをはかっています。難しいのは、入りたいという希望と、実際に申し込むという行動に少し差があるので、入りたいという人のニーズをそのまま積み上げていくと、作り過ぎてしまいます。そのため、その辺の塩梅も見ながら市町村が数字を出します。それを積み上げて県の計画という形にしていきますが、調べ方としては、原則として市民の方のニーズを見た上で、過去の実績も見ながら、ニーズを把握していきます。

もう1つのご質問ですが、やはり共働きの家庭が増えてきているので保育ニーズも上がってきています。それもあり、過去4年の計画ではかなり保育の受け皿をニーズに対応して作りました。そのおかげで待機児童も大分減ってきてはいますが、まだピークアウトはしていないものの、次の4年でニーズをはかったところで、そろそろピークアウトは来るだろうと我々は予測しています。そうすると今度は子どもの生まれる数が減っていき、それと連動して利用者さんが減っていくので、木元委員がおっしゃる通り、今ここで作りすぎると余ってしまう。5年、10年先にどんどん余っていき、保育園や幼稚園は、利用者の数によって収入が変わってくるので、経営が立ち行かなくなるところが出てくるのではというお話がありました。そこが市町村の方も、ニーズ調査で計画を作っている中で、難しいところです。向こう100人ニーズが増えそうだから100人分の保育園を作ったはいいけれど、2、3年経ったら要らないということになってももったいないので、その辺は今市町村のヒアリングも進めているところですが、地域性も大分違ってきていますので、需給計画については市町村と協議しながら決めていきたいと思っています。

○佐藤部会長

ありがとうございました。木元委員よろしいでしょうか。

○木元委員

現実的に、そこで働いている職員の方々が沢山いらっちゃって、何年後かには潰れる業界だとい

う考え方なのか、それとも、今までの配置基準が実は子どもたちにとってはあまりいいものではなかったのであれば、これから子どもが減る中で、今働いている方々が辞めなくて済むような配置基準の緩和といたしますか、1人当たりの先生や保育士さんがサポートするお子さんがより少なくなつて、手厚く保育ができるようにといった視点もあわせて、そういった配置基準の変更を、神奈川県独自の施策として作っていただけるとありがたいです。

○佐藤部会長

ありがとうございました。他にご意見を頂戴できますでしょうか。古井委員お願いします。

○古井委員

全体的なお話の中で、私もまだ把握しきれていないのですが、今のところ骨子ということで、具体的な活動の名称がまだ入っていないのかなと思います。先ほども出ましたが、例えば、母子保健から児童福祉法への切れ目のない支援・連携ということを今、こども家庭庁で、おそらく方針として打ち出していると思います。そうであれば、例えば子ども家庭総合支援拠点からこども家庭センターへ移っていくなど、そういった言葉をわかりやすく中に組み入れていくということを、今後やってほしいという要望があります。

それから12ページの施策の体系図の中で、重点施策の3、「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、また、医療関係者としてですが、こども家庭庁が出した「こども未来戦略」の中で、加速化プランとして記載されているのが、1か月児健診と、5歳児健診を新たに助成することです。また、先天性代謝異常の早期発見のために、実証事業を国がやっていくので、県単位、政令市単位でそれを広げていくというのを、令和5年度の補正予算から出しています。そういった具体的な活動も、ぜひこういう中に言葉として組み入れてほしいと思います。

○佐藤部会長

ありがとうございました。貴重なご意見を頂戴したと思います。

○飯島委員

私もここまでどういう策定されてきたか、今ご説明をお聞きした範囲でしか分からないのですが、条例の目的のところの基本理念で、素案の後半の、「子ども一人ひとりが自分らしく幸せに暮らすことができ」、そこはいいと思います。その次に、「未来を担う人材として社会全体で育むことができる社会を実現し」、と言う言葉があります。もちろん未来を担う人材を育むことは素晴らしいことですが、条例というのは自治体が公権力ですので、公権力側が「未来を担う人材」という言い方をすると、人権的な目線で見るときに、未来を担う人材として能力があってもなくても、人権の享有主体であるということを逆に謳ってほしいです。後半の方を見ると謳ってあるように思います。ただ、基本理念の中に「未来を担う人材を育成する」というのを掲げると、有能な人材を育てるということはもちろん大事なことですし、そういう方が未来を担う人材として自分が成長していくことに喜びを覚えると思うものの、一方で「あなたは社会を担う能力を十分持っているのか、持っていないのか」という言い方をされたときに、複雑に思われる方もいらっしゃると思うので、基本理念として掲げるに至った理由など、議論の中でありましたら教えていただきたいと思いま

す。

○佐藤部会長

ありがとうございます。これについては事務局からご説明いただけますか。

○深石次世代育成課長

ここの表現については、そこまで意識して作ったものではなかったのですが、今ご指摘があったことはもっともだと思います。条例も計画も、いわゆる困難に向き合っている子どもたちをいかに救っていくのかというところもかなり力を入れて、分量ももって作っていきたいと考えています。計画や条例全体では、決してそういう子たちを見捨てるわけではないのですが、表現の仕方については、内部で検討させていただければと思います。

○佐藤部会長

当事者委員の方、気になることや、日頃から思っていることなど、いかがでしょうか。

○中尾委員

いただいた資料を見ての知識なのですが、まず1つ目に思ったのは、別添資料とし、子ども・若者の状況データをいただきました。「子ども・若者みらいプラン令和7年度から11年度骨子案」10ページの図表6、今の自分が好きだという子ども・若者の割合についての質問部分「今の自分に満足している」、「そうでもない」という子どもの割合が、ちょうど半分半分だというのを拝見しました。この結果は若者たちの今の実情だと改めて感じました。それが少子化や、結婚しない若者といったことに繋がっていくと思うのですが、改めてここに大きな社会課題があるなど図表を見て感じました。

もう1つ、かながわ子ども・若者みらいプラン骨子案ポイント資料7ページ変更点のところ、関連計画の新プランとし、「かながわ人権施策推進指針」が入ったとなっていました。毎年5月ぐらいに、子どもの人権SOSミニレターというものが小学校中学校に配られます。最近私は人権擁護委員さんとお話する機会が数回ありまして、「実際あれはどれぐらい子どもからお手紙が来るのか」と聞いたところ、「ある市では年間800通〜来る」ということでした。それに対して、お手紙の返事を書いたり、電話をしたりしていますということでした。子ども・若者からの声を聞くという事も踏まえ、今回この新プランの方に「人権的な指針」が入ったのはすごくよかったと改めて思いました。

○佐藤部会長

貴重なご意見をありがとうございました。

○乾委員

初歩的な質問で恐縮なのですが、この条例は、制度を作る人に向けて書いているものなのか、県民に向けてなのか、子どもに向けてなのか、どういう人が読む想定で作ったものなののでしょうか。

○佐藤部会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○深石次世代育成課長

条例自体は、県の役割、県民の役割、また事業者の役割、子育て支援機関の役割というのが、規定されるようになっていきますので、特定の誰かではなくて、県に住む人すべてに対して「こういうことを守りましょう」と、ルールという形で作らせていただいています。また今ご審議いただいている計画の方は、主に行政サイドが、「こういうことをやります」ということを、冊子という形でお示しして、県民の皆さん、お子さんや保護者の方、あと保育園・幼稚園、学校の方、関係者の皆さんにお示しするという思想で作っています。

○乾委員

ありがとうございます。自分は過去に虐待を受けて、社会的養護で養育された経験があるので、こういった「こども一人一人が自分らしく幸せに暮らせる社会」という言葉にすごく共感するものの、自分が当事者として聞いたときに、この「こども」の中に自分が含まれているとは思えなかったんじゃないかなと感じました。そもそも大人に傷つけられて、自分が幸せになっていいと思うことができなかったので、こういった社会を目指しますという前に、「神奈川県はこどもの存在を大切に思っていますよ」という文章があれば、この「こども」という言葉の中に自分は含まれているんだと思えるのではと思いました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。大変貴重なご意見だと思います。計画の策定のときも、当事者の方、それからこどもの意見を十分に聞き取って計画の中に反映していくことを大事にされていますので、この計画策定のプロセスの中で、そのご意見をぜひ反映できたらなと思いました。

○横森委員

資料1-1の10ページの基本方針のところ、「子育てしやすい社会環境の整備」とは、誰が行うのか、行政だけでなく社会全体で取り組むということでしょうか。

○深石次世代育成課長

子育てしやすい社会環境の整備については、これは計画なので、行政サイドとしてまずは県や市町村が、子育てしやすい社会環境を作りますよというのが第1原則ではあります。しかしやはり行政機関ができることには限りがありますので、計画の中では、例えば、子育て関係機関の方が働きやすくする環境を作る、あとは会社の方で、仕事と両立しやすいような環境を作るという形で、社会づくりなので、直接我々が子育ての保護者の方に何かするのは別に、保護者の方が子育てしやすいような社会環境を作っていくといった形の取り組みも入れていきたいと考えています。

○佐藤部会長

ありがとうございました。もう少し時間がありますが、座間市長の佐藤委員が14時頃ご退席の

ご予約と伺っておりますので、もし何かご意見いただけるようでしたらお願いいたします。

○佐藤委員

先ほど少し話題になっておりました、保育園の数、国の待機児童の数の関係ですが、まず、そもそも保育園の考え方がここ近年変わってきているにもかかわらず、相変わらず厚生労働省と、幼稚園は文科省という括りになっていて、こども園がありますが、まずその位置付けがはっきりとしていないという課題があると感じています。制度としても、今専業主婦はほとんどおらず、共働きの家庭がほとんどであるという社会になってきているにもかかわらず、現在の形に合った制度になっていないところを、もう少し国の方で整理していただいた方がよいと感じています。本市も待機児童が大変多くて、ワーストワンということで、今年度やっとワーストツーになったのですが、整備をしていくというのは財政的な負担もありますし、また先ほどおっしゃっていたような状況なども踏まえながら、整備をしていかなくてはいけないので、大変苦慮しています。私が就任してから、小規模保育をだいぶ整備するようになりまして、大分減ってきた部分もあります。そういった時代の変化に対応ができる、1つの制度としてこども園があるので、そこを整備していくというのを含め、全般的に国がもう少し制度をしっかりとしていかなければならないなと感じています。

子ども・若者みらいプランということで、今回当事者の方たちもたくさんご参加いただいているので、皆様のご意見をもとに、さらに練り込んでいければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤部会長

引き続き計画の検討の中で生かしたい視点だと思います。ありがとうございます。

○西野委員

すみません、少し確認させてください。

「こども」の定義のところで、「心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」をいうというのは、これは今回国の法律などをもとにして神奈川県がこのように定義したということなのですが、これは変えられるのでしょうか。

というのは、先ほど当事者委員の乾さんから「自分に当てはまると受けとめられないのではないか」とご発言がありましたが、そもそもこの定義では、「成長過程にある」となっています。しかし、子どもの権利条約を作るきっかけになったポーランドのクルチャック先生の「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」という言葉がもとになって、子どもの権利条約が整備されていたと私は認識しています。おぎゃあと生まれた瞬間からもう1人の権利主体である人間なんだということです。この定義だと、日本で虐待や体罰の温床になった「こどもはおとなになるまでの未熟な、半人前の存在であり、大人になったら1人前になれるんだ」というようなことを定義してしまっているように思えてしまいます。神奈川県の方針を考えるに当たって、こどもは対等なパートナーであり、当事者として当然の基本的な人権を持った1人の人間として、自分の意見を言うんだということを明確に位

置づけるような定義に変えられないのでしょうか。あなたたちこどもは、成長の過程だからおとなは大目に見て話聞いてあげるよといった上から目線的な定義に聞こえ、当事者意識を持ちにくい定義に見えてしまいました。これは私の読み違いかどうかということをお聞かせいただければ幸いです。

○深石次世代育成課長

まず整理しますと、この「心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」というのは、こどもに関する条例の中の「こども」の定義とさせていただきます。計画上では、それでは分かりにくいので、資料1-1の8ページにあるような書き方をしますというご説明を先ほどしたところで

まず、条例の「こども」の定義がどうしてそのような書き方なのかということについては、まずはこども基本法の「こども」の定義を参考にしています。こども基本法の定義自体は、「心身の発達の過程にある者」と書いてあるので、これだけでは分かりにくいだろうと、終わりがどこなのかが分からないということもあり、「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまで」という終わりを抽象的に入れました。18歳や20歳などとしてしまうと、そこで支援が切れてしまいますので、そうではなくて、円滑に社会生活を送ることができるようになるまでという形にしています。おぎゃあと産まれた瞬間に、こどもに人権があるということ自体はおっしゃる通りですが、今の理解としては、人権はあるんですけども、おぎゃあと産まれた状態ではまだ円滑に1人で自立した社会生活ができないですよ。だからそこ成長しながら、社会生活を自立してできるようになるまでが「こども」であるというような定義の仕方、そういう理解のもとでやっているということで、西野委員がおっしゃったように、今までの子ども・子育て施策は、子どもは未成熟な存在だから、子どものことを決める施策なのに子どもに聞いてもしょうがないと、やっぱり親、保育園の人、学校に聞かないとということで、子ども支援施策、子ども・子育て支援施策を作ってきました。

しかしながら、こども基本法の内容も受けて、私達もやはりこども施策を展開するからにはこども当事者に話を聞かないと駄目だよということ、決して人権がないとか、未熟な存在だと認識している訳ではありません。そのために、今回の会議にも、当事者の方々に参加していただいていますし、後でご説明しますが、こどもから直接意見を聴取する取組もいくつか始めているところです。そういった思想でこの定義は作ったということをご理解いただければと思います。

○太田子どもみらい部長

あと補足をさせていただきますと、後ほど説明する条例の中で、こどもが権利の主体であるということとか、こどもの最善の利益を優先して考慮するということをしつかりと条例にも書き込んでいくように考えています。

○西野委員

その辺がしっかりと書き込まれる必要があるというのと、あくまでも子どもが未熟で、成長過程であるとか、先ほどの話でもありましたが、聞き方によっては障害のある人たちが、発言しにくいようにも聞き取れてしまうような、ご説明、勘違いして受け取られないといいなというように思えました。

本当に生まれた状態で、どんな障害があろうがなかろうが、子ども、赤ちゃんであろうが、権利の主体であるということを、神奈川県がせっかくこうした条例を作るなら、全国に先駆けて、あるいはこども基本法をベースにしながら、限りなく条約に近い形で、こどもを権利の主体として、おとながこどもに模範を見せられるような存在になっているかという、あまりにもおとなが情けないこの社会の中で、こどもがこどもの意見を素朴に言える、これ私がしゃべっていいんだよね、私が発言していいんだよねと思えるような、神奈川県の1歩踏み込んだ、何か位置付けを考えられたらいいかなと思いました。

ここを私があまり引っ張ってはいけないかもしれないのですが、そんなことを感じているということだけ、今の段階ではお伝えしたいと思いました。

○佐藤部会長

ありがとうございました。これは計画づくりの基本的な理念のところにも関わることだと思います。この部会のことだけではなく、子ども・若者みらいプランの全体を貫くような、基本的な理念・考え方のところにも大事なご意見だと思います。

それでは、小林委員お願いします。

○小林委員

先ほど西野さんや乾さん、県の方々のやりとりを拝見していて、資料1-1の12ページの施策の体系図のところは他の部会でも眺めていたのですが、今回「ライフステージを通した」というところと、「ライフステージ別の」というところで、いろいろな施策を並べ直して、子どもが中心ということを見せようとしているのだろうと思います。一方で少し分かりづらいのが、「子ども・若者の社会参画・意見反映」のところは、後から新しく施策の体系の中に入ってきたという背景があったのかなと思うのですが、一番後ろにくっついているかと思います。既存の施策がこの中にいくつあって、新しいものがどのくらい入ってくるかは、仮置きなのでわかりませんが、まず最初に社会参画や意見表明のところは施策全体のイメージとして入ってくるとよいと思います。これは施策の体系なので、各所管課の関係等もあり動かすのは難しいとは思いますが、条例全体の文章の書き方もそうですが、まず最初に、当事者やこどもが意見を表明・参画するということが見えやすいように作っていただくとよいと思います。そういう視点で、組みあがってきたときに点検していただくといいと思いました。最初の頭のところに「子ども・若者が権利の主体」というのはすごく見やすく、重点施策としてよいと思うのですが、仮置きの施策のところは「社会的養育」となると、これは全体のお子さんに関わることなのか、個別の状況に関わることなのか少し分かりづらくなってしまうので、また組みあがってきたらそういう視点で点検させていただければと思います。

○佐藤部会長

貴重なご意見をありがとうございました。今のお話はとても大事なことですし、計画そのものが子どもさんにも分かるのはとても大事なことだと思いますので、考え方のところで、それこそ横串を刺していくときの、一番大事にするべき「こどもがまんなか」というのがわかるような計画になっていくのは非常に大事なことだなと思います。

そうしましたら、私がこの後所用がありまして、退席させていただかなければならないので、職務代理者の二谷さんをお願いしたいと思います。ここまでご協力いただきましてありがとうございます。

○二谷委員（部会長職務代理）

NPO法人びーのびーの二谷です。ここから進行を引き受けさせていただきます。それでは、報告事項「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）」について、事務局から説明をお願いします。

- (2) 「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）について、調整グループ藤本主査より、【資料 2-1】「神奈川県子ども・子育て支援推進条例改正素案（たたき台）について」に基づいて説明

<質疑応答>

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございました。それでは、事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問がございましたらお願いします。計画骨子案の方でご発言いただいている方も是非ご意見いただければと思います。

それでは、土井委員をお願いします。

○土井委員

積極的な子どもの意見だけではなくて、多様な子どもたちの意見を聞く場を設置されているということがとても意義深い取り組みと思いました。意見がある子どもは「子ども目線会議リアル版」や、「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」で発言をすることができる。さらには、意見があるけれど伝えられない子どもは、「みらい☆キャンパス」で発言することができるという仕組みは、まさに多様な子どもたちの意見を聞く場を設置するための取り組みと感じました。

このすてきな取り組みを普及するためにも、意見がある子ども、意見があるけれども伝えられない子どもへのアプローチの他に、意見を思いつかない子どもが意見を育む場があると、さらに多様な子どもたちの意見を聞くことができる可能性があると考えました。

私は日頃、子どもとワークショップを開催したりしていますが、意見がある子どもと意見が思いつかない子どもの差が大きくあると感じています。一方で、意見を育む場を設けることで、元々は「意見がないよ」と話していた子どもが、積極的に意見を言うように変化する場面も多く目にしています。ワークショップは一例になりますが、意見を思いつかない子どもが意見を育む場というのができる、今後ますます多様な子どもたちの意見を聞くことができる可能性があると考えました。

○二谷委員（部会長職務代理）

おっしゃるとおりで、委員の方も皆様頷きながら聞いていらっしゃったように思います。ありがとうございます。

その他ご意見をご発言いただければと思います。多賀谷委員お願いします。

○多賀谷委員

資料2-1の7-1の個別施策①、「子どもの健やかな育ちのための施策」のところですが、子ども食堂の写真がありますね。子どもの居場所づくりと書いてありますが、ほとんどが聞こえる子どもたちだと思います。一方で、周りに聞こえない子どもたちもいるわけで、聞こえる子どもたちの中に聞こえない子どもは、1人だけではなかなか入りにくいという状況があります。手話ができるスタッフがいれば、ろうの子どもも安心してそういう居場所や子ども食堂なりに行くことができ、聞こえる子どもたちと一緒に交流できる場所になっていいなと思います、いかがでしょうか。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

○深石次世代育成課長

確かに子どもの居場所と言われるような、子ども食堂や、放課後児童クラブ、児童館といったところ自体には、聞こえない子ども向けの手話通訳が常にいるという状況にはなっていないと思います。ご意見を賜って、どうしたら聞こえない子たちがこういった場所に行きやすくなるのか、考えたいと思います。

○二谷委員（部会長職務代理）

私自身の感想をお伝えしてもいいですか。使われている写真に関してなんですが、多賀谷委員もおっしゃっていたように、「みらい☆キャンパス」や、「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」もそうですが、お利口さんなイメージの写真がすごく多い印象があって、「進学塾のパフレットみたいな気がするよね」という話を法人でしたことがあります。もっと、子どもが泥んこだったり、思いっきり笑っている写真だったり、いろんな背景のあるお子さんだったり、いろいろな視点から写真のチョイスをしてもらいたいかなと個人的に思いました。

○深石次世代育成課長

県のデザイナーに頼んで作ってもらったのですが、多分デザイナーが持っている素材がそういうものばかりなんですよ。それでこういったパフレットの感じになると思うので、その辺も今後、普及啓発や広報で写真を使うときには、意識したいと思います。

○二谷委員（部会長職務代理）

その他ご意見ありますでしょうか。木元委員お願いします。

○木元委員

資料2-1の8ページの個別施策②のところの、「子育てしやすい社会環境づくり」というところで、これが改正素案たたき台ということで、多くの方々の目に触れる中で、母子に係る保健医療や、子育ての負担の軽減とありますが、その下にある「手ぶらで保育」というのは、確かに私たちの保育の現場でも、大変な物の1つではあるのですが、子ども・子育て支援推進条例の中に出てくるテーマとしては、もう少し何かいい題材に変えた方がいいのではないかと思います。決して手ぶら保育が悪いと言っているわけではなく、私の保育園も実際使っていますし、こういうことは必要なのですが、もう少し違う側面のアピールポイントがあってもいいのではないかと思います。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。続きまして、西野委員をお願いします。

○西野委員

先ほどの条例素案たたき台の中の不登校やひきこもりのところの記載は、どこまでを今日の段階で確認し合うのかがわからない中での発言なのですが、やっぱり今の日本の制度だと、義務教育年齢を過ぎた後、15歳を過ぎたら高校と繋がっていないと、不登校だったり、中退したりするとなかなかその世代の居場所がないという、大きな行政の支援のはざまの中で、若者たちが居場所がないよねというところを、せっかくだから今回1歩踏み込んだ、何らかの提案ができた方がいいのではないかと思います。

また不登校の記載のところも、今、県教委と我々民間NPOフリースクールが連携しているいろんな取り組みを頑張っているところですが、なかなか教育委員会の施策の中ではやりきれない。不登校30万人時代を迎え、中学生の17人に1人が不登校になっている社会の中で、どうしたって学校に行きたくても行けないで困っている子たちが、神奈川県この地域社会の中で、多様に学び育つことができるんだという、学校を変えていくということは教育委員会と一生懸命やっていたかなければいけないけど、子ども・若者施策を考えるにあたっては、どうしても学校の中に居場所がない子たちは地域社会でどんな多様な学びと育ちが可能になるのか。多くの公的施設の教育支援センターは、障害のある子どもたちの不登校、あるいは非行傾向のある不登校の子などの受け入れが極めて少ないです。不登校にも本当に多様な人たちがいて、生活困窮から不登校になっている子たちもいますが、様々な背景がある不登校の子どもたちに対して地域社会がどんな支援の輪を広げていけるのか、子どもの居場所ってどういうものなのかっていうのをしっかりと議論して、その後の政策に繋がるような、1歩踏み込んだ文言を入れておいた方がいいのかなと感じました。通り一遍の、「はい、作りましたどうでしょう」という見てくれだけではない、一歩踏み込んだ神奈川県らしい提案ができたらいいなと思いました。

○深石次世代育成課長

ありがとうございます。高校生年代になったときに、不登校になっている子たちの居場所というのは、有力なのはフリースクール等になるのでしょうか。

○西野委員

フリースクールも、高校生年代で受け入れているところがまだまだ少ない。だから、先ほど田

奈高校で知事が対談されていましたが、田奈高校を中退しちゃった子たちはどうなるのかと考えると、やっぱりないんです。基本的に居場所というものが極めて少ない。私たちは川崎市で、「川崎若者就労・生活自立支援センター ブリュッケ」という 39 歳までの居場所を開いておりますが、これは生活困窮者自立支援法といいますか、生活保護家庭を主たる対象としたりしています。そういうお金を引っ張ってこないとこういう事業ができない。だから、そういう生活困窮者に特化しなくても、県内の若者たちが、ひきこもり傾向にある人たちが、居場所の中で仲間と出会って、自分の推しの歌手の話、漫画の話、映画の話、ゲームの話なんでもできるような、敷居の低い、通える場所を作れば、そこから社会参加に大いに広がっていく。社会的自立に繋がる。しかしそういう整備ができてない社会なので、やっぱり今回は 1 歩踏み込んだ提案が出てくるといいなと思います。ただそれを所管する部署が明確にならないことがよくありますよね。行政の縦割りの中で、押し付け合いみたいになって、なかなかうまくいかないという、ここを何とかしていかなきゃいけないんじゃないかなとは思っています。

○深石次世代育成課長

ありがとうございます。そのあたりは条例の中で表現するのか、もしくは計画の中で、こういうことやりますという感じを出していくのかについては、内部で調整しながら考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。その他ご意見いかがでしょうか。もしよろしければ、子ども・若者当事者の多田委員ご意見いただけますでしょうか。

○多田委員

先ほど多賀谷委員がおっしゃっていたところと同じページの、「子どもの健やかな育ちのための施策」のところに、「孤独・孤立の状態にある子どもに対する支援」があると思うのですが、私が去年大学 2 年生のときに参加した沖縄県の貧困対策プログラムでは、子どもの支援だけでなく、孤立している若いお母様たちへの支援もありました。これに書かれている内容をそのまま受け取ると、子どもに対する支援だけという印象なのですが、孤立していたり、困っている保護者の方に手を差し伸べるといふ支援が、結果として子どもたちを孤立や孤独の状態から救うまた 1 つの手となるのかなと思いました。

○深石次世代育成課長

ご指摘は全くその通りで、沖縄に限らず、本県でもやはり子育て家庭の保護者の方の孤立感の高まりがすごく問題になっています。多分びーのびーの二谷委員はよくわかると思うのですが、お母さんが、そのお母さん、つまりおばあちゃんやおじいちゃんと同居している家庭が少なく、しかも近くにいないですとか、コロナもあってなかなか母親同士が繋がる場がないということもあり、すごく孤立していました。今年になって多少良くなってきたとは思いますが、二谷委員にやっていたような子育て支援センターで繋がってもらおうとか、もしくは保育園や幼稚園で、身近な先生に相談できる環境づくりを、これからも進めていきたいと思っています。国で法律が成

立しまして、「こども誰でも通園制度」を今後やっていくこととなりますが、在宅で育児をしている、0から2歳のお子さんが定期的に保育園や幼稚園に通って、日頃の悩みなどを相談しながら、お子さんは集団保育の中で友達と遊んでいくという取組もしていきたいと考えています。そういった取組をしながら、若い保護者の方の孤立感の解消に取り組んでいきたいと思っております。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。ぜひお願いしたいところですし、私も一緒に頑張りたいです。もしよろしければ、企業側の視点から前島委員ご意見いただけますでしょうか。

○前島委員

視点が2つありまして、学校現場の子どもたちの目線から見ると、今のお話を聞いている中で、子どもたちも困っているけど、保護者の方も困っている。例えば、不登校の場合に相談に来た際、子どもの話を中心にはなるけれど、いつの間にか時間が経つと保護者のご相談になっているというのが実際あります。相談の窓口や、さらに教員をサポートしてくれるような場所があると、連携をとりながら安心して相談をしていくことができるのかなと感じました。

働く側として考えると、例えば不登校の子が家にいた場合に、今は在宅も結構多いので、家庭でお子さんを見られるという方もいらっしゃると思いますが、やはりストレスがたまって行って、ご家庭の中で喧嘩になったり、さらに、大きい声で喧嘩をしているので、児童相談所に連絡がいたりという話を聞いたことがあります。そういう子どもたちや、あと外国に繋がりのあるお子さんも多いので、そういうところを企業側がサポートしていると聞いています。しかしどうしても会社だけでは抱えきれないところもあるので、地域で、県で、市町村で、これからそういうところの繋がりをつくっていかねばならないのではないかと思います。

○二谷委員（部会長職務代理）

事務局からもご意見いただけますでしょうか。

○深石次世代育成課長

ありがとうございます。先ほどのお話もありましたが、やっぱり不登校の子がいるときに家以外の場、居場所づくりが大事なのかなと感じました。企業として何ができるかというところでは、もちろん育児休業を取りやすくしたり、早く帰れるようにするというのは期待したいところではあります。各企業さんのご事情もあろうかと思っておりますので、我々としても奨励金のような形で、財政面で援助をするという取り組みをしているところです。また、会社の取り組みとしては難しいけれども、例えば資金面では援助できるよという企業さんもあるので、今年度からはスポーツを通じた子どもの居場所づくりを始めています。企業さんに委託をさせていただいて、夏休みに家でゴロゴロしている子どもたちが多いと言われているので、体を動かす屋内の場所を作ろうということ今年始めたところです。モデル事業なのですが、その効果を調べて、企業さんが取り組むときのエビデンスという形で広められたらいいな、そういった取り組みが横展開できないかなということ今取り組んでいます。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。すでにご発言いただいている方でも構いません。乾委員お願いします。

○乾委員

資料2-1の7-1個別施策①の「子どもの権利養護」のところで、「虐待の早期発見」がありますが、今一番多いのは心理的虐待で、どうしても周りの人からは見えにくい、気づきにくいケースが多いと思います。子ども自身が、自分が虐待されているかもしれないと気づくための、子ども自身に子どもの権利を知ってもらうような取り組みなどは行われていますか。

○深石次世代育成課長

ありがとうございます。子ども家庭課臼井課長いかがですか。

○臼井子ども家庭課長

子ども自身が気づきやすい環境というお話ですが、児童相談所が主に対応しているところとしては、ご自身もそうですが周りの方が、虐待を受けているかもしれない、或いはその疑いがあると通告をして、そこから支援が始まっていくという形で対応しているところが中心です。これは児童相談所や県が中心でやっているというよりも、むしろ学校や保育の現場で、例えば、家の中で行われていることが当たり前だと思って成長されている方も、お子さん中にはかなりいらっしゃるので、お子さん自身に対して、「こういうことが虐待に当たるんだ」といったことを広げていく取組も大事かと思います。早期発見のもっと手前の段階だと思いますが、未然防止の取組として、この計画や条例のところでさらに取り組んでいければと思います。

○乾委員

ありがとうございます。もう1点、僕は3月に夜間中学校を卒業したばかりで、学校でChromebookの支給があったのですが、ほとんどのサイトがブロックされている状況でした。この「みらい☆キャンパス」はすごくいい取り組みだと思うので、こういった情報が、学校で支給されるChromebookやタブレットで、ブロックされないようになるといいと思いました。

○深石次世代育成課長

学校で支給している、1人1台パソコン、GIGA端末と呼んだりしますが、何とかそこを通じて宣伝できないかと県の教育委員会さんともご相談しながらやっているところではあります。なかなかいろいろ課題があるようなので、まずはチラシを各学校にお配りするとともに、スマートフォンなどに流れるように、インターネット広告もやっていきたいと考えています。

○二谷委員（部会長職務代理）

その他ご意見いかがでしょうか。古井委員お願いします。

○古井委員

先ほどの虐待の話ですが、本当に出生間もない子、日齢0から虐待は始まります。今その取組と

しては、まず市町村がやっている1か月健診や4か月健診に来ない子どもを拾い上げることをしています。それから予防注射のために医療機関に来ない子どもさんを、母子健康手帳を中心にみて、そういう親御さんは少し気をつけていかなくちやいけないということは、行政で言えば健康医療の担当の方がおそらく取り組んでいるかと思います。そういう予防的な活動は、今少しずつ進んでいると思っています。

それからもう1つ、先ほど子ども食堂のお話がありましたが、今は高齢者も子ども食堂に参加されているということを聞いております。通いの場に行けない引きこもりの高齢者に対する対応は非常に難しいと、地域の行政の担当の方は非常に苦労されていると聞いております。それと同じように、お子さんのひきこもりは、やはりもともと自閉症などの障害を持っている子どもさんもいらっしゃると思います。そういった方々を、無理やり第三者がどう外へ連れて行くとか、そういうことは非常に慎重にやっていかなくてはならないと思います。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。今のご意見について、事務局からご発言ありますでしょうか。

○深石次世代育成課長

子ども食堂ですが、ご指摘の通り子どもだけの場ではなく、誰でも来ていいよとしているところが多いです。なぜかという、例えば「生活に困ってご飯食べられない子おいで」というふうに対象者を限定すると、逆に来なくなる。あそこに集まった子って貧乏な子なんだというふうに見られるのが嫌だから来なくなるということもあり、誰でも来ていいよといって門戸を開いている子ども食堂が多くあります。そういったところに、高齢者の方もいらっしゃるって、楽しみにされている方、毎日来る方もいらっしゃるって聞いています。そういった意味では、子ども食堂という名前ですが、地域のコミュニティとしての機能が発揮されてきているかと思います。

また、先ほどの虐待のところ、健診を受けてない子は要注意ということでしたが、私は前に市町村で働いていたことがありまして、やはりそういう方は要注意として個別訪問に行ったりしていました。そういった取組はあるかと思います。

○臼井子ども家庭課長

先ほど母子保健での発見・気づきみたいところについてお話にありましたが、今回の児童福祉法改正を踏まえて、今まだ市中心に行っている段階で、町村がこれからかと思いますが、こども家庭センターが立ち上げられています。その中で児童福祉主管課と母子保健主管課が、そのセンターを作るだけではもちろん無理だと思うので、やはりその中身をいかに充実させていくか、連携していくかがすごく大事になってくると思います。その辺りは国も、こども家庭庁の中で、かなり力を入れているところだと思いますが、今後その中身の充実、そこに県や市町村に対する支援というのがありますので、それらをこれからより強化していく中で、さっきおっしゃったところの、生まれる前から、或いは生まれた直後からの対応をより強化していくようになるかと思っています。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。条例改正素案のたたき台に対するパブリックコメントが8月8日まで

実施されているということですが、今何件ぐらい集まっていますか。

○深石次世代育成課長

今大体 200 件ぐらい集まっています。いろいろなところに話を聞きに行ったり、関係団体に話を聞きに行ったり、その場で書いてもらったり、あとはメールのような形で保護者に直接意見をもらったりしています。またこれから 8 月 8 日までに、子ども食堂や放課後児童クラブなどお子さんのいる場にお邪魔して、子どもの意見をお聞きしていきたいと考えています。

○二谷委員（部会長職務代理）

ありがとうございます。それでは本日の議題は以上となります。それでは、ここで進行を事務局にお戻しします。

○七浦グループリーダー

委員の皆様、貴重なご意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。いただいたご意見につきましては、これから条例、計画の検討の際に活かしていきたいと考えております。

最後に事務連絡を申し上げます。本日の部会について、後日、議事録の確認依頼をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、「令和 6 年度第 1 回神奈川県子ども・若者施策審議会子ども施策検討部会」を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

以上